

(電子メール施行)

医 療 号 外
平成 2 7 年 4 月 9 日

薬務課長 殿

医療整備課長
(公印省略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律について (依頼)

このことについて、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 8 5 号)」が平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日に施行されたことに伴い、別紙のとおり東北厚生局医事課再生医療担当からパンフレットの送付及び周知依頼がありましたので、関係機関への周知につき協力願います。

なお、宮城県医師会会長、宮城県歯科医師会会長、宮城県薬剤師会会長及び各病院、診療所の管理者には別に通知しております。

記

- 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び関連通知に係る問合せ案内先
東北厚生局 健康福祉部 医事課 再生医療担当 (TEL 022-726-9263)

担当：医務班 芳賀
電話 022-211-2614



再生医療等の安全性の確保等に関する法律

再生医療等を提供している医師・歯科医師の皆さまに 幹細胞、多血小板血漿(PRP)、活性化リンパ球など 特定細胞加工物の製造に関する 経過措置終了のお知らせ

平成27年5月24日※まで

※法律の施行(平成26年11月25日)前から特定細胞加工物の製造を行っており、平成27年5月25日以降も製造を行う場合、上記期日までに細胞培養加工施設の届出等の手続きを行ってください。

細胞培養加工施設の届出等の手続き



各種申請書作成支援サイト
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行期前システム

厚生労働省
健康福祉部再生医療課

各種申請書の作成
お問い合わせ

各種申請書の作成・申請状況確認

- 再生医療等提供計画関連
- 再生医療等委員会関連
- 特定細胞加工物製造関連

各種申請書作成支援サイト
(<https://saiseiiryō.mhlw.go.jp/>)
○申請書の作成及び申請状況の確認を行うことができます。

- ・医療機関内で製造を行う場合:届出
- ・医療機関以外で製造を行う場合:許可申請
- ・国外で製造を行う場合:認定申請

問い合わせ先



東北厚生局 健康福祉部医事課 (再生医療担当)

電話: 022-726-9263

FAX: 022-380-6022

※今後の手続きについて(再生医療等提供計画の提出が必要です)

- 再生医療等提供計画は、認定再生医療等委員会の意見を聴いた上で、平成27年11月24日までに地方厚生局への提出が必要です。
- なお、法律の施行後、あらたに再生医療等の提供を計画している場合には、あらかじめ手続きが必要です。